

令和3年度第1回^もり^り森林の未来を考える懇談会資料

^もり^り森林の未来を考える懇談会の 役割について

- ^もり^り森林の未来を考える懇談会の役割について
- 森林環境税の運営イメージ
- 第4期の森林環境税を活用した取組について
- 森林環境税を活用した取組に対する意見
- ^もり^り森林づくりの提言[概要版]
- 森林文化のくに・ふくしま県民憲章
- 第4期福島県森林環境税の基本的な考え方(第3期との比較)
- 福島県森林環境税と国の森林環境譲与税について

令和3年7月13日

福島県農林水産部森林計画課

もり 森林の未来を考える懇談会の役割について

1 福島県森林環境税について

福島県の森林は県土の約70%を占め、豊かな自然環境と良好な生活環境を生み出しています。

この豊かな森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成18年度から森林環境税を導入し、「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」に取り組んでいます。

-- 福島県森林環境税条例（抄）

（趣旨）

第1条 県は、水源のかん養、県土の保全等県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保するため、福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例としてこの条例の規定により加算した額を、森林環境税として課する。

2 「もり 森林の未来を考える懇談会」設置の目的

森林環境税を財源とする事業における県民の参画と透明性を確保するため、学識経験者や森林を守り育てる活動の実践者などにより構成される懇談会であり、事業に対する意見や事業の評価などに関する事項について検討を行うこととしています。

-- 森林の未来を考える懇談会設置要綱（抄）

（目的）

第1条 県は、森林の持つ良質で豊富な水の供給や土砂流出等災害の防止その他の公益的機能の発揮を将来にわたって持続的に確保するため、県民の理解と協力のもと、森林環境税を財源として森林環境の保全等に取り組むにあたり、県民の参画と透明性を確保するため、森林の未来を考える懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 懇談会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 森林環境税を財源とする事業に対する意見や事業の評価などに関する事項
- (2) その他必要な事項

（組織）

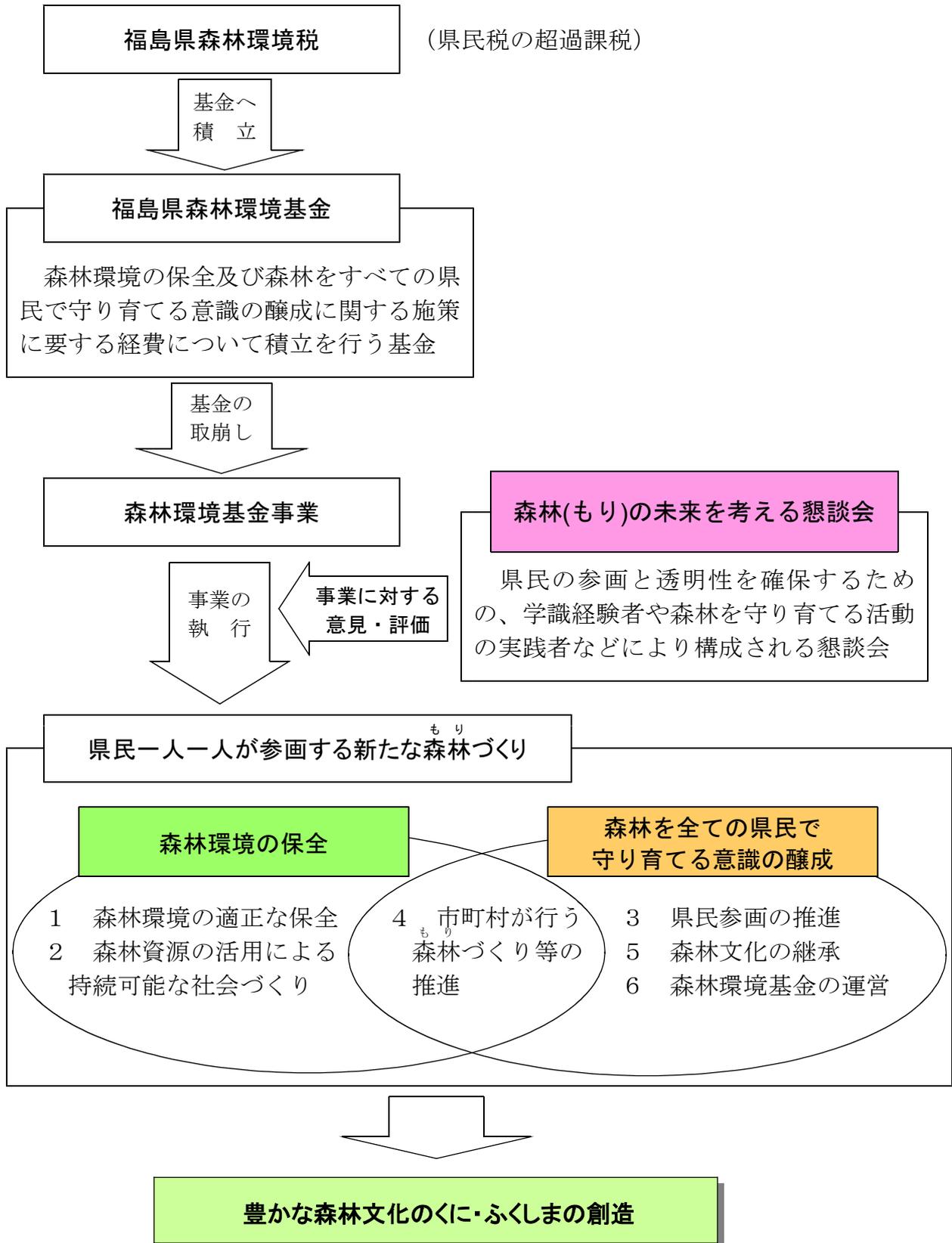
第3条 懇談会は、10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者や森林を守り育てる活動の実践者などのうちから知事が委嘱する。

3 事業に対する意見及び事業の評価について

森林環境税を財源とする事業に対する意見や事業の評価については、森林環境基金事業の実施箇所等の現地調査などの結果を踏まえて行っていただきます。

福島県森林環境税の運営イメージ



《第4期の森林環境税を活用した取組について》

森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成活動を進めるため、「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」に謳う「豊かな森林文化のくに・ふくしまの創造」の理念に基づき、引き続き、第3期と同程度の事業規模で、6つの施策に取り組めます。

- 1 実施期間 令和3年度から令和7年度までの5年間
- 2 事業規模 年間約10億円、5年間で約50億円規模
- 3 第4期福島県森林環境税に向けた取組経過
 - ・ 令和元年10月：「森林づくりの提言」
森林の未来を考える懇談会が県に提言
 - ・ 令和2年3月：「森林環境税を活用した取組に対する意見」
森林の未来を考える懇談会が県に提出
 - ・ 令和2年4月：「令和3年度以降の森林環境税の在り方」
県が福島県森林審議会に諮問
 - ・ 令和2年5月：「令和3年度以降の森林環境税の在り方」
福島県森林審議会において中間取りまとめ
 - ・ 令和2年9月：「令和3年度以降の森林環境税の在り方」
福島県森林審議会が県に答申
 - ・ 令和2年12月
県議会定例会で福島県森林環境税条例が議決され、5カ年間の課税期間延長

令和元年10月に森林の未来を考える懇談会から提言いただいた「森林づくりの提言」は、地球温暖化などの環境問題やSDGsなどにより、世界規模での森林づくりの重要性が高まっていることを背景に、福島の豊かな森林の恵みを健全な状態で次世代へ引き継ぐため、県民一人一人が参画し、森林づくりをしっかりと支えていくことの重要性を謳ったものであり、「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」の浸透の重要性を唱えるものでした。

また、森林の未来を考える懇談会から提出いただいた「森林環境税を活用した取組に対する意見」により、福島県森林環境税のより有効な展開に向けた、取組・政策について要望を受けました。

その後、森林審議会では、第4期森林環境税の在り方について検討し、答申をいただきました。

県は、答申の内容を踏まえ、次の6つの施策に取り組んでいきます。

- 基本理念 『豊かな森林文化のくに・ふくしまの創造』
- 基本目標 『森林環境の保全』
『森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成』

■ 施策1 森林環境の適正な保全

間伐などの森林整備を行い、森林の有する公益的機能の十分な発揮を図るほか、里山林の整備と里山林を活用した交流を行います。

■ 施策2 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

低炭素社会を形成し、地球温暖化防止を実現するため、木材利用のための路網整備等や、森林資源の有効活用と需要拡大を進めます。

■ 施策3 県民参画の推進

森林づくり意識醸成活動の推進に向けた、指導者の育成や、フィールドの整備、企業・団体等の支援等により、ふくしまの森林づくり活動をさらに推進します。

■ 施策4 市町村が行う森林づくり等の推進

市町村による地域住民の森林づくりへの参画促進、幼少期の「木育」等の取組や、学校林を活用した森林環境教育など、市町村の創意工夫による独自の取組を支援し、県民一人一人が参画する森林づくりを進めます。

■ 施策5 ふくしまの森林文化の継承

森林や木材に関する文化についての情報の収集と発信、研修会の開催などを通して、森林文化を次世代へ引き継いでいく取組みを進めます。

■ 施策6 森林環境基金の運営

第3者委員会である「森林の未来を考える懇談会」による森林環境基金制度への理解の促進と適正な運営を行います。

森林環境税を活用した取組に対する意見

福島県は、森林が県土の7割を占める全国有数の森林県です。森林は、清らかな水、豊かな実りをもたらし、大地や海を育み、地球温暖化防止や生物多様性保全にも重要な役割を果たすなど、私たちに様々な恩恵をもたらしており、健全な姿で次世代に引き継いで行かなければなりません。このため、福島県は、森林環境税を導入し、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に取り組んできました。

こうした中、平成23年3月に発生した東日本大震災による海岸防災林の流出や放射性物質の拡散により、未曾有の被害となっただけでなく、林業産出額の減少や森林整備活動の停滞、森林と人との関わりが薄れるなど、現在も困難な課題が山積しています。一方、県内の充実した森林資源を活かす時代となり、伐って、使って、植えて、育てる持続可能な森林経営による森林の整備・管理を進めることも課題となっています。また、人々の生活様式の変化や放射性物質の影響から、人と森林との関わりが疎遠になる中、里山の荒廃や、野生鳥獣による被害が多く見られております。さらに、近年の災害の激甚化、多発化を踏まえた災害防止・国土保全機能の強化の観点から、森林の有する多面的機能の発揮に対する期待がさらに高まっています。

昨年10月、当懇談会では、地球温暖化などの環境問題やSDGsなどにより、世界規模での森林づくりの重要性が高まっていることを背景に、福島県の豊かな森林の恵みを健全な状態で次世代へ引き継ぐため、県民一人一人が参画し、森林づくりをしっかりと支えていく「森林づくりの提言」を行いました。この提言の実行により、「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」を浸透させていくことが何より重要であります。

当懇談会は、上記の背景及び、これまで行ってきました検討内容を踏まえ、以下の提案により、福島県森林環境税を活用した取組・施策が、より有効に展開されることを要望します。

1 森林環境税の制度継続について

県が行ってきた、県民アンケート調査等の結果、制度継続を求める強い意見があります。当懇談会は、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を目的とした森林環境税について、引き続き県に制度の継続を求めます。

2 森林環境税の活用にあたっての基本的な考え方

(1) 7つの施策展開の継続

現在の施策展開について、県民は継続すべきであると考えていることから、これ

までの7つの施策展開を継承し、既存の補助制度等との役割分担を図りながら、森林環境税を活用した課題解決に取り組むこと。

また、森林環境税条例の趣旨やこの税を県民から均等に負担していただいていることを十分に踏まえ、税の活用にあたって県民への公平・平等性について十分に考慮すること。

【森林環境税を活用した7つの施策】

- 1 森林環境の適正な保全
- 2 森林資源の活用による持続可能な社会づくり
- 3 市町村が行う森林づくり等の推進
- 4 県民参画の推進
- 5 ふくしまの森林文化の継承
- 6 森林環境の調査
- 7 森林環境基金の運営

(2) 重点的に取り組む方向性

県民アンケート調査等において、これまでの取組に新たな取組を加えて継続するよう求められていることから、重点的に取り組む方向性を次に示す。なお、それぞれの方向性に基づく取組は、相乗効果を促すこと。

- 水を蓄え・水を浄化する森林機能の発揮。
- 山崩れや洪水などの災害を防止する森林機能の発揮。
- 二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する森林機能の発揮。
- 里山林や竹林など身近な森林の整備。
- 「森林づくりの提言」を踏まえた持続的な森林環境教育・学習・活動の推進。
- 持続可能な社会づくりに向けた充実した資源の利用促進。

(3) 森林における放射性物質対策について

東日本大震災や原発事故の復旧には、原則として、国庫補助事業や原子力損害賠償等を充当すること。

また、県民の森林における放射性物質の影響への心配は低くなっているものの、引き続き、空間線量率や放射性物質に関する正確な情報発信に留意すること。

令和2年3月27日
森林の未来を考える懇談会
座長 沼田 大輔

I 令和3年度以降の森林環境税により重点的に取り組む具体的な内容について

県民アンケート調査等において、これまでの取組に新たな取組を加えて継続するよう求められていることから、次の取組は、重点的に取り組むこと。

また、取組に当たっては、各事業の相乗効果を促すこと。

1 水を蓄え・水を浄化する森林機能の発揮

～ 荒廃した森林の整備に加え、間伐等の着実な実施による資源の適切な利用に向けた取組 ～

県内の森林について「手入れが不十分で荒れている」と県民の 50.8%が感じており、森林の機能として「水を蓄え・水を浄化する働き」を県民の 55.1%が大切と考えている。また、現在の取組に追加すべき取組として「水源林などの荒廃した森林の整備」を県民の 76.6%が大切と考えている。

このため、水源かん養機能の発揮を確保するとともに、充実した森林資源を適切に利用すべく、荒廃の恐れがある森林において間伐等の森林整備を適切に行う必要があり、着実な実施に向けて重点的に取り組むこと。

2 山崩れや洪水などの災害を防止する森林機能の発揮

～ 伐採から再生林まで一貫作業の導入・定着に向けた取組 ～

森林の機能として「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」を県民の 73.9%が大切と考えており、具体的な取組内容として「水源区域や災害防止機能の大きい区域の荒廃した森林の整備」を県民の 79.1%が大切と考えている。現在の取組に追加すべき取組として「未利用材等、充実した資源の利用や、伐採した森林の再生林を促進」を県民の 55.3%が大切と考えている。また、「スギ花粉症対策が必要」との意見もある。これらのことから、花粉の少ないスギ苗木等の活用にも配慮しつつ、伐採から再生林までの一貫作業の導入・定着など、確実な再生林の実施に重点的に取り組むこと。

3 二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する森林機能の発揮

～ 住宅、公共施設、森林学習教育施設の木造・木質化、未利用間伐材等の活用促進に向けた取組 ～

森林の機能として「二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する働き」を県民の 62.6%が大切と考えており、伐って、使って、植えて、育てることで、二酸化炭素吸収量の増加に取り組むこと。

一方で、具体的な取組内容として「民間住宅や公共施設等での県産木材の利用促進」を県民の 30.9%が大切と考えていることから、住宅や公共施設、森林学習教育施設の木造・木質化の推進に重点的に取り組むこと。

また、「森林資源の活用による持続可能な社会づくり」を県民の 52.2%が大切と考えていることから、「石油に代わる木質バイオマスの利用促進」や「建築材の新たな木材利用」など、未利用間伐材等の活用促進に重点的に取り組むこと。

4 里山林や竹林など身近な森林の整備

～ 里山林や竹林など身近な森林の整備に向けた取組 ～

現在の取組に追加すべき取組として「里山林や竹林の整備を進める取組」を県民の 54.3%が大切と考えている。このため、里山林などの身近な森林が、地域住民が安心して立ち入ることができ、都市住民との交流の場として利用されるよう、野生鳥獣対策としての緩衝帯整備や遊歩道整備など、里山林整備に重点的に取り組むこと。

5 「森林づくりの提言」を踏まえた持続的な森林環境教育・学習・活動の推進

～ 森林環境教育・学習・活動等のカリキュラムの充実に向けた取組 ～

現在の取組に追加すべき取組として「学校での森林環境教育・学習・活動を支援」を県民の 40.9%が大切と考えられていることから、「森林づくりの提言」に示した森林環境教育・学習・活動の継続や体系化、しっかりとしたプログラムの作成、教育現場での実践に向けて重点的に取り組むこと。

6 持続可能な社会づくりに向けた充実した資源の利用促進

～ 持続可能な森林利用と保護を図るための森林認証制度等の推進に向けた取組 ～

現在の取組に追加すべき取組として「森林の適正管理、持続可能な森林の利用と森林認証制度等の推進」を県民の 36.6%が大切と考えていることから、森林認証制度や森林経営計画制度の推進により、森林の適正管理、持続可能な森林の利用に、更に重点的に取り組むこと。

7 森林環境基金制度等の広報活動の充実強化への取組

森林環境税を知っていた県民は 42.6%と 5割に満たないことから、森林環境税の目的・成果の両面から県民に分かりやすく説明し、また、平成 31 年 4 月から導入された国の森林環境譲与税との役割分担についても周知を図る必要があることから、森林環境基金制度等の広報活動の充実強化に取り組むこと。

II 森林環境税に対する県民等の意向調査の結果について

県が行った、県民アンケート調査、県民とのタウンミーティング、並びに市町村・関係団体アンケート調査の集計結果を基に、懇談会として、森林環境税を活用した取組について考察した。

1 森林環境税に関するアンケート（県民アンケート調査）

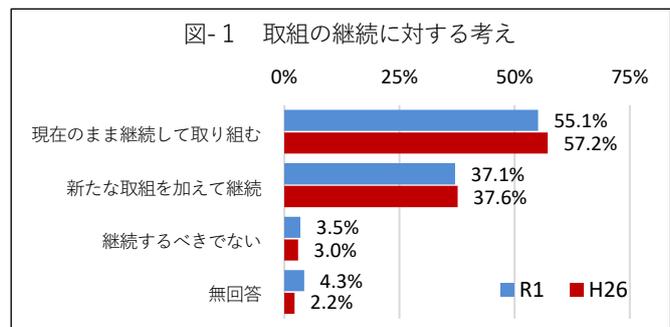
(1) 実施概要

- 調査地域：県内一円
- 調査対象：県内に居住する男女個人及び県内に所在する企業
- 調査方法：【個人】県及び県内市町村の窓口、イベントや会議等での配付等
【企業】県内企業リストより無作為に抽出した 800 社へ郵送
- 照査期間：令和元年 10 月 24 日～令和元年 12 月 25 日
- 回答数：9,489 件（個人 9,252 件 企業 237 件）

(2) 調査結果概要

① 令和 3 年度以降の森林環境税を活用した取組の継続について（図-1）

- 「継続して取り組むべき」との回答が 92.2%。この内、「現在のまま継続」が 55.1%、「新たな取組を加えて継続」が 37.1%。「継続すべきでない」が 3.5%、「無回答」が 4.3%であった。



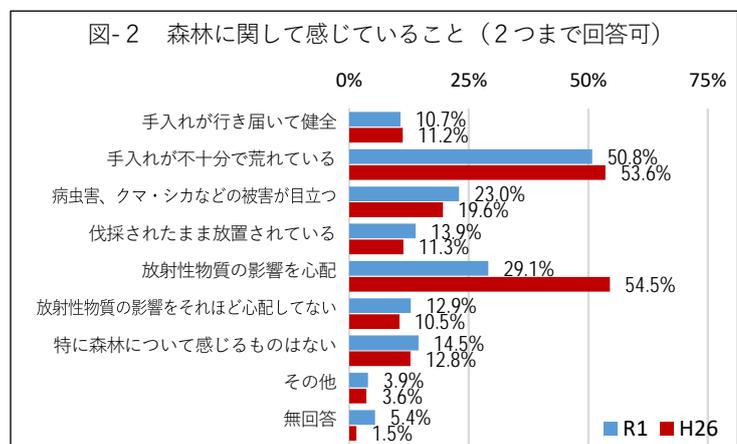
森林環境税を活用した取組の継続が強く求められており、懇談会としても継続を要望する。

② 福島県内の森林に関して感じていること（図-2）

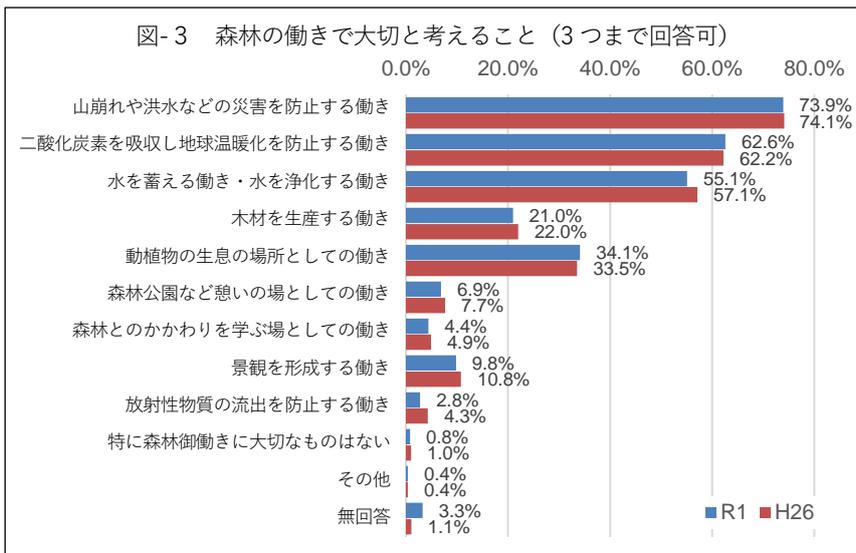
- 「手入れが不十分で荒れている」が最も多く 50.8%、次いで、「放射性物質の影響を心配」が 29.1%、「病虫害、クマ・シカなどの被害が目立つ」が 23.0%。「手入れが不十分で荒れている」は前回同様 5 割を超えるが、「放射性物質の影響を心配」は前回から大きく減少した。

○森林の働きについて大切と考えること（図-3）

台風による豪雨災害発生直後のアンケートということもあり、「山崩れや



洪水などの災害を防止する働き」が73.9%と最も多く、「二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する働き」が62.6%、「水を蓄える働き・水を浄化する働き」が55.1%であった



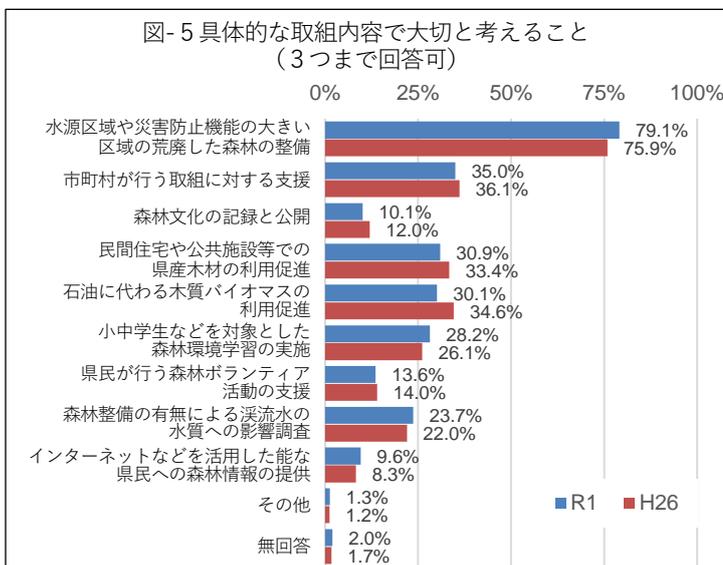
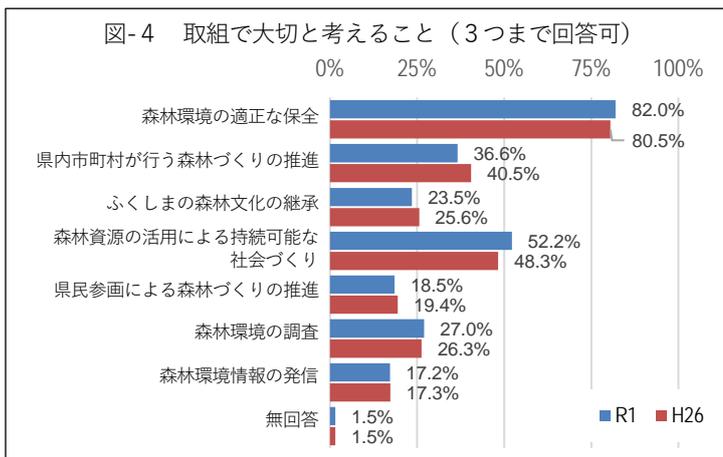
県民は日頃から森林が荒れていることを不安に感じており、森林の機能として「災害を防止する働き」「地球温暖化を防止する働き」「水を蓄え・浄化する働き」を大切と考えていることから、懇談会としても荒廃した森林の整備について重要と考える。

③ 森林環境税による取組の内容で大切と考えること（図-4）

○森林環境税による7つの分野では、82.0%が「森林環境の適正な保全」を大切な取組と考えており、前回同様8割を超えている。次いで、「森林資源の活用による持続可能な社会づくり」が52.2%、「県内市町村が行う森林づくりの推進」が36.6%であった。

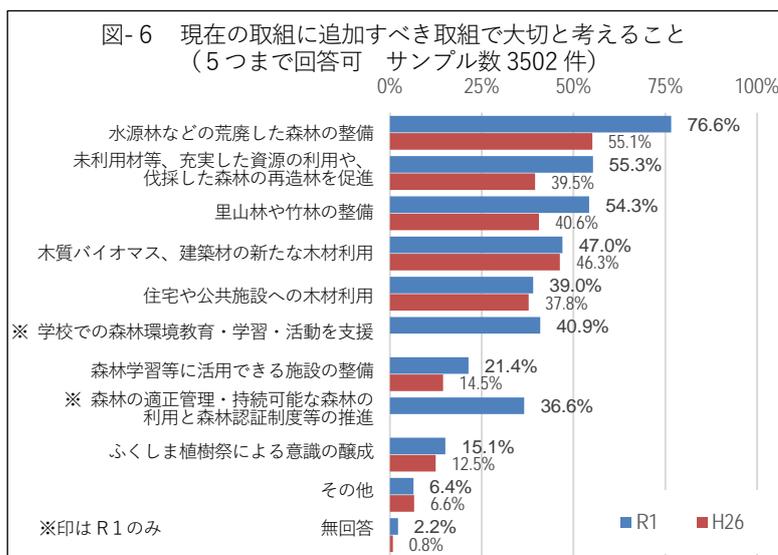
○具体的な取組内容では、79.1%が「水源区域や災害防止機能の大きい区域の荒廃した森林の整備」を大切と考えている（図-5）。

懇談会として、現在の7つの分野の取組は割合は違うものの、それぞれ大切と考えられていると認められることから、現在の枠組みの継続を求める。



④ 新たな取組を追加すべきと答えた方で、どのような取組が大切と考えるか（図－6）

○図－1 では37.1%が新たな取組を加えて継続すべきと考えているが、現在の取組に追加すべき取組で大切とされたのは、76.6%が「水源林などの荒廃した森林の整備」を挙げ、前回の55.1%から大きく増加。「未利用材等、充実した資源の利用や、伐採した森林の再造林を推進」と「里山林や竹林の整備」がともに5割を超えた。



○豪雨災害直後のアンケートにより、荒廃した森林の整備を求める声が大きく増加したことや、第3期から追加された里山林整備や再造林支援に関心が高い結果となった。

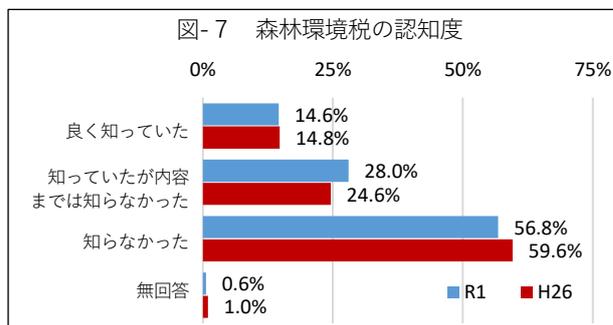
「水源林などの荒廃した森林の整備」「未利用材等、充実した資源の利用や、伐採した森林の再造林を促進」「里山林や竹林の整備」「木質バイオマス、建築材の新たな木材利用」について、新たな取組を追加すべきとする意見が多く、懇談会としても、これらの取組について内容の拡充を求める。

○「学校での森林環境教育・学習・活動を支援」は40.9%、「森林の適正管理・持続可能な森林の利用と森林認証制度等の推進」は36.6%であった。

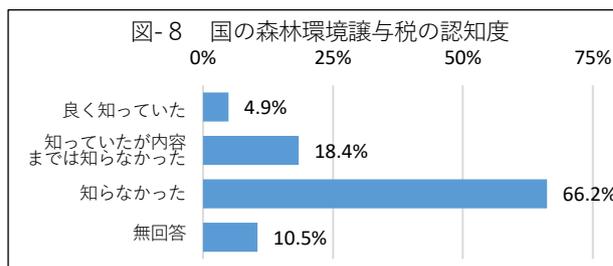
懇談会としても、「森林づくりの提言」に示した森林環境教育・学習・活動の実践に向けての支援や、持続可能な森林利用に取り組むことを要望する。

⑤ 森林環境税の認知度（図－7）

○森林環境税のことを「知っていた」の合計が42.6%で前回より約3%増加した。年代別で見ると70代以上の認知度は5割を超えているのに対し、30代以下の若年層で認知度が低かった。



○なお、国の森林環境譲与税の認知度は「知っていた」が23.3%であった。（図－8）



新たな手法による若年層への情報発信が求められており、懇談会としても、広報活動への充実強化を要望する。また、森林環境譲与税との役割分担について、明確にすることを要望する。

2 森林づくりタウンミーティング

(1) 開催概要

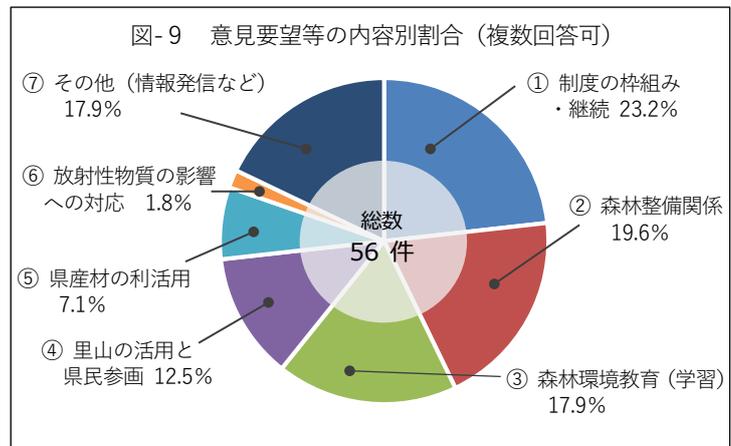
- 開催地域：県内8地区
- 開催期間：令和元年10月24日～令和元年11月19日
- 参加者：309名（3地方とも同程度の参加者。中通りは台風の影響で偏りが見られた）
- 参加者の年代別では40から60代が多く職業別では会社員が多かった。

(2) 開催結果概要（図-9）

- 意見・要望の割合では、「制度の枠組み・継続」の意見が最も多く23.2%で、森林環境税の制度継続の意見要望が多数あり、「第4期、第5期と継続すべき」「税額の増額」の意見もあった。継続反対の意見はなかった。
- 自然災害に対する予防の観点から、災害防止のための森林整備の推進や皆伐後の再造林支援などの「森林整備関係」の意見・要望が多く19.6%であった。

- 学校が継続して取り組める森林環境教育のカリキュラムの提供や予算的支援など、「森林環境教育（学習）」の要望が17.9%であった。

- 今期から始まった里山林整備の継続要望や、県民参画による植樹活動が必要など「里山の活用と県民参画」への意見が12.5%であった。



- 木材搬出コスト低減のための路網整備、地域材を活用した木育への支援要望など、「県産材の利活用」について7.1%であった。
- 森林環境税の認知度を高めるために周知すべきとの意見もあった。
- これらタウンミーティングの結果を受けて、

懇談会としては、取組内容を充実させつつ、現行の枠組による制度の継続を求める。災害防止のための森林整備の推進や皆伐後の再造林支援、「森林づくりの提言」を踏まえた森林環境教育・学習・活動の推進、里山林整備や県民参画による植樹活動の促進について要望する。

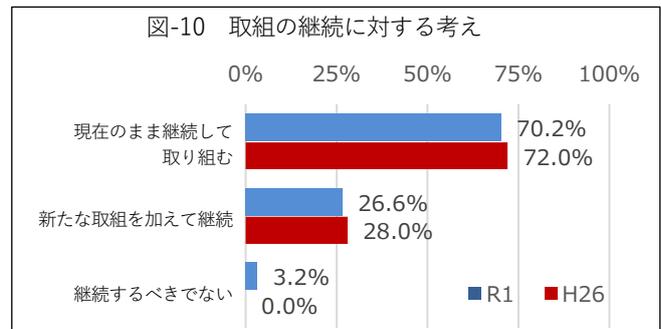
3 市町村・関係団体のアンケート

(1) 実施概要

- 調査対象：県内 59 市町村、県内森林・林業・森林づくり関係団体 35 団体
- 調査方法：調査用紙を送付し回収
- 照査期間：令和 2 年 1 月 14 日～令和 2 年 1 月 31 日

(2) 実施結果概要

○令和 3 年度以降の森林環境税の継続、廃止に対する考えは、「現在のまま継続して取り組む」70.2%、「新たな取組を加えて継続」26.6%で、合計で 96.8%が継続を要望している。(図-10)



○ほとんどの市町村、関係団体が「継続」と

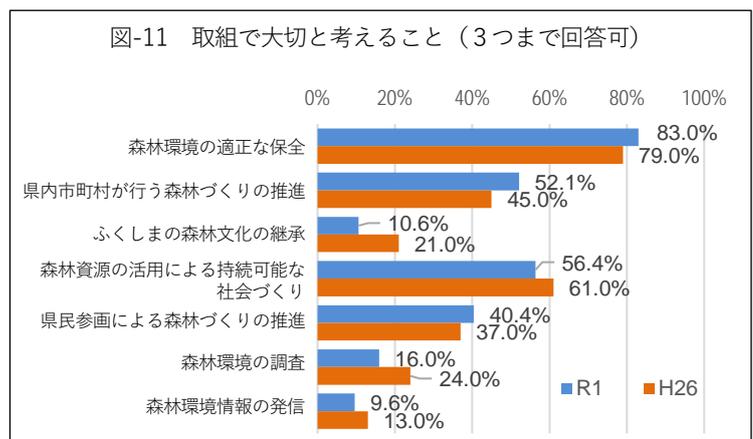
回答する中、3市町村が「継続すべきでない」と回答した。その理由は、「国の森林環境税（譲与税）と重複（類似）した制度内容となっているため。」「本税による十分な事業効果が発揮されているかわからないため。」であった。(図-10)

第 4 期対策の実施と現行の制度や取組の継続を求める意見が大部分を占め、懇談会としても制度の継続を強く要望する。

○森林環境税による 7 つの施策分野では、83.0%が「森林環境の適正な保全」を大切な取組みと考えており、次いで、「森林資源の活用による持続可能な社会づくり」が 56.4%、「県内市町村が行う森林づくりの推進」が 52.1%であった。(図-11)

○森林環境学習や公共施設の木造化などを含む「県内市町村が行う森林づくりの推進」が前回と比較して 7%増加した。(図-11)

「森林環境の適正な保全」「森林資源の活用による持続可能な社会づくり」「県内市町村が行う森林づくりの推進」が重要と考えられる。



○また、県民アンケートと似た傾向

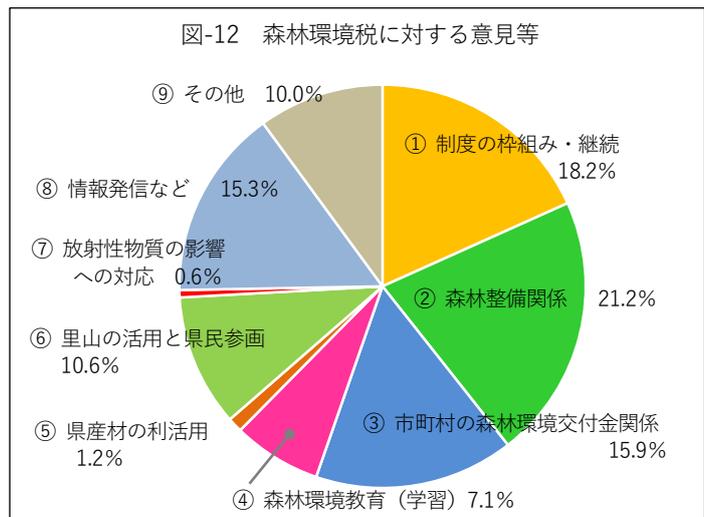
であるものの、県民アンケートに比べると「県内市町村が行う森林づくりの推進」と「県民参画による森林づくりの推進」がより大切な取組と考えられている。

(図-11)

○森林環境税に対する意見等では、「森林整備関係」が21.2%と最も多く、次いで「制度の枠組・継続」が18.2%、「市町村の森林環境交付金関係」が15.9%であった。(図-12)

○森林環境税のPRや県民の理解促進を求める「情報発信など」は15.3%であり、周知の徹底についても求められている。(図-12)

懇談会として、森林整備事業、森林環境交付金事業など、施策分野の取組内容を充実させつつ、現行の枠組みが継続して実施されるよう要望する。また、制度について、周知が図られるよう要望する。



～ 森林づくりの提言 ～

【提言のテーマ】 **「みんなで 未来へつなぐ 希望の森林づくり」**

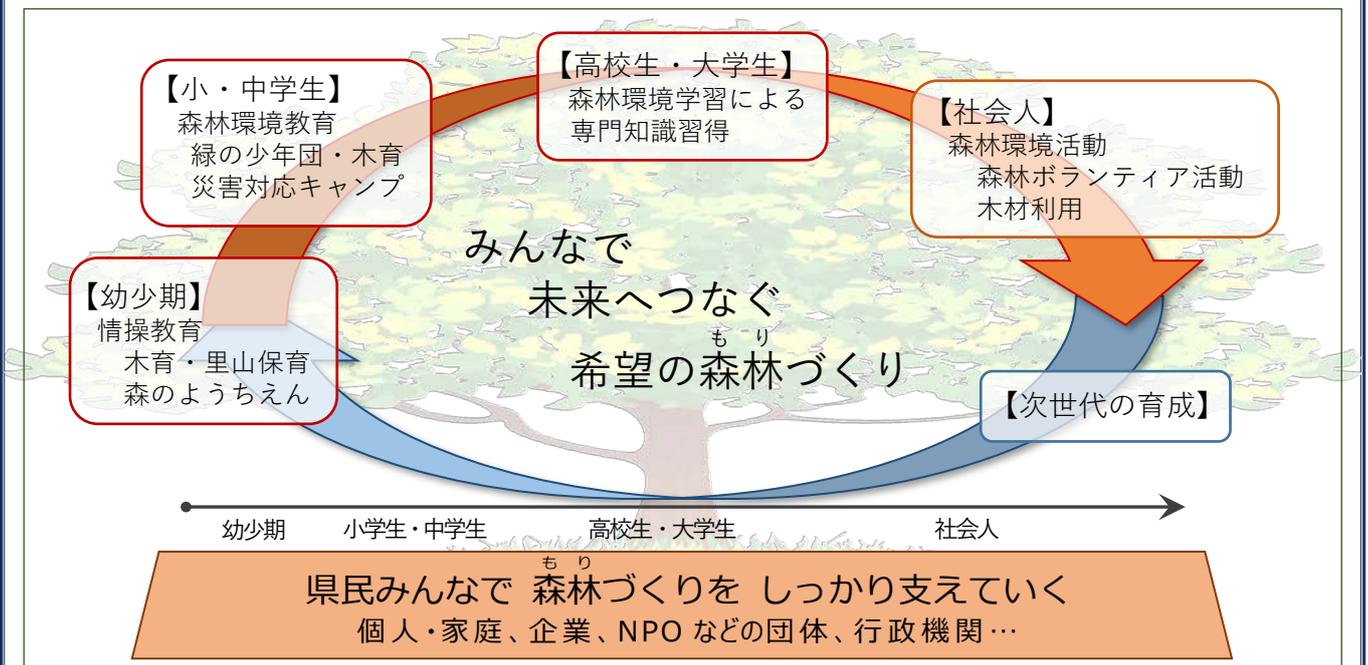
【森林づくりの定義】 福島豊かな森林の恵みを健全な状態で次世代に引き継ぐため、県民一人一人が参画する、森林に関する活動

■ 背景

- 平成25年「森林づくり活動推進についての提言」から5年が経過した
- 「第69回全国植樹祭」の開催を契機に「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」を規範とする森林づくりを取り戻しつつある
- 豊かな水を育むなど、森林の有する多面的機能の持続的な発揮は、県民全員が恩恵を享受している
- 森林・林業基本計画において森林環境教育とESDの連携について記載され、森林づくりはSDGsの多くの目標達成に貢献している

■ めざす姿

- 個人・家庭、企業やNPOなどの団体が主体性をもって積極的に森林づくりに参画するなど、森林づくりが多様化し、幅広い主体によって森林が守り育てられている
- ふくしまで暮らすことの意義深さを認識し、特色ある多様な森林文化が継承され、「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」が浸透している
- 豊かな森林の恵みによって、森林に感謝し、森林の持つ地球温暖化防止等の多面的機能の重要性が理解され、森林資源が活用されるなど「森林と人との共生」の理念が根付いている



■ 具体的内容と役割分担

- 森林づくりの具体的内容
 - ・ 森林づくり意識醸成活動の推進～森林づくりフィールドの整備と活用、ふくしま植樹祭の開催など
 - ・ 森林環境教育・学習・活動の推進～森林づくりの理念形成プログラムの実践など
 - ・ 森林づくり指導者の育成～地域に密着した森林づくり指導者の育成
- 森林づくりの役割分担
 - 様々な実施主体がそれぞれの役割を担って森林づくりを支えていく

森林文化のくに・ふくしま県民憲章

平成 17 年 11 月 20 日制定

(前文)

ふくしまには豊かな森林、そして清流、湖沼、海、澄んだ空があります。

私たちは、遠い祖先のころから、森林に育まれた多くのいのちの一員として生きてきました。そして、森林に感謝し、畏れ敬い^{おそ}、多彩な森林文化を育みながら、人や物を大切にす優しい心も深めてきました。

しかし、ときにこの感謝や畏れ敬い^{おそ}の気持ちを忘れ、母なる森林やそこに棲む多くのいのちを傷つけることもしました。

今、私たちは、ふくしまの森林が未来も豊かであり続けるよう守り育て、その心を次世代に引き継ぐ責務があると考えます。

そのためには、私たち一人一人が、森林の恵みにより生活が支えられていることを理解し、森林づくりの大切さを考え、今できる身近なことから行動することが大切です。

私たち一人一人は、ここに、豊かな森林文化のくに・ふくしまを創ることを誓い、この憲章を制定します。

(本文)

わたしたちは、

- 1 森林を敬い、あらゆるいのちを尊びます。
- 2 森林にふれあい、心豊かに生きます。
- 3 森林の恵みに感謝し、活かします。
- 4 森林を守り育て、未来につなぎます。

第4期森林環境税の基本的な考え方（第3期との比較）

【基本理念】 豊かな森林文化のくに・ふくしまの創造

第3期（H28～R2） 平成27年7月 福島県森林審議会答申

第4期（R3～R7） 令和2年9月 福島県森林審議会答申

《基本目標》 《施策の方向》

1 森林環境の
適正な保全

- ☆ 広葉樹林化などバランスの取れた森林資源への誘導
- 水源かん養機能などの低下が懸念される森林整備の加速化
- 適正な森林管理に向けた森林GISの充実や「ふくしま森まっぶ」による森林情報の発信

2 林資源の活
用による持
続可能な社
会づくり

- ☆ 木材の利活用に向けた新たな製品開発などの取組の推進
- ☆ 公共施設や住宅建築物の木造化の推進
- 木材利用のための路網等整備の推進
- 間伐材など未利用木材のバイオマス燃料などによる有効活用

3 市町村が行
う森林づく
り等の推進

- ☆ 地域による身近な里山林の整備
- ☆ 森林学習施設など木造化
- 森林の適正な管理
- 地域の特色ある森林づくりの促進
- 間伐材など未利用木材のバイオマス燃料などによる有効活用
- 市町村における森林環境学習の促進

4 県民参画の
推進

- ☆ 全国植樹祭開催を契機とする森林づくり活動の強化
- ☆ 森林や木材とのふれあい活動の促進
- ☆ 森林環境情報の発信
- 森林づくり指導者の育成
- 森林ボランティア活動の促進
- 企業や団体等による森林づくり活動の促進

5 ふくしまの
森林文化の
継承

- 森林や木材に関する文化の収集及び情報発信
- 森林や木材に関する文化の継承活動の推進

6 森林環境の
調査

- 森林の公益的機能の調査研究
- 木材の利活用による環境改善効果調査

7 森林環境基
金の運営

- 森林環境基金の適正な運営

Ⅰ 森林環境の保全

《施策1》 森林環境の適正な保全

- 水源区域、水源かん養機能又は土砂災害防止・土壌保全機能などの機能が特に高い区域内の森林整備及び再造林を進めるための路網整備の推進
- 広葉樹林や既に森林整備を実施した森林の機能向上のための整備の実施
- 里山林の整備と里山林を活用した交流
- 花粉症対策品種の種子確保に取り組み、苗木の供給を実施
- 適正な森林管理に向けた森林GISやふくしま森林クラウドによる森林情報の管理と共有及び発信

《施策2》 森林資源の活用 による持続可能な社会づくり

- 地球温暖化防止に向けて県産材の住宅等への利用
- 間伐材など未利用木材のバイオマス燃料の利用拡大による低炭素社会の実現
- 木材の利活用に向けたサブライチェーンの構築や新たな製品開発などの取組の推進
- 公共施設や住宅建築物の木造化の推進

《施策4》 市町村が行う森林づくり等の推進

- 地域住民の森林づくりへの参画促進や、幼少期の「木育」、森林文化伝承の研修会の実施
- 森林環境教育や活動フィールドなどの森林情報の適正な管理の実施
- 学校や身近な森林を活用した森林環境教育・学習・活動の実施
- 荒廃が懸念される森林整備や、身近な里山林の整備、住民生活の安全確保のための森林整備
- 公共施設や森林環境学習施設等の木造・木質化や、木質バイオマス利活用の取組の推進

《施策5》 ふくしまの森林 文化の継承

- 森林や木材に関する文化の収集及び情報発信
- 森林や木材に関する文化の継承活動の推進

Ⅱ 森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成

《施策3》 県民参画の推進

- 森林づくり意識醸成活動の推進
- 森林づくりフィールドの整備、積極的な活用促進に向けた施策

- ふくしま植樹祭の継続開催等による森林づくり意識醸成活動の推進
- 「森林づくりの提言」を踏まえた森林環境教育の実施
- 継続的な森林環境教育・学習・活動の推進
- 森林づくり指導者の育成
- 様々な実施主体が役割分担をもって森林づくりを実施
- 森林環境の調査～木材の利活用による効果調査を「木育」に活用

《施策6》 森林環境基金の 運営

- 森林環境基金制度への理解の促進（PR）
- 森林環境基金の適正な運営

【変更点】

- 第3期 [6 森林環境の調査] を第4期では施策3に統合
- 施策3と施策4を入替
- 下線部は第4期新規・拡充

- ◎：重点的に取り組む事項
- ：継続して取り組む事項

☆は拡充すべき視点

県森林環境税と国の森林環境譲与税について

■ 県森林環境税と国の森林環境譲与税の基本事項

県森林環境税	区分	国の森林環境譲与税
森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に取り組む。 [H18に導入され現在4期目]	基本事項	森林吸収源対策のため、市町村が実施する森林整備の恒久的な財源として制度化。 [H31.4.1法施行、R1.9月から譲与開始、森林環境税の課税は令和6年度から]
約10億円/年 [県：約7億円、市町村：約3億円]	予算規模	譲与額 (R2以降の試算額) 県：約143百万円 市町村：約815百万円(R2)~1,295百万円(R6~)

棲み分け概念図

